

平成 27 年 3 月 5 日(木)

衆議院 総務委員会

衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

- ・資料① NHK・HPより NHK経営委員会・過去の議事録
第1206回より抜粋 1頁
- ・資料② NHK・HPより NHK経営委員会・過去の議事録
第1208回より抜粋 2頁
- ・資料③ NHK・HPより NHK経営委員会・過去の議事録
第1209回より抜粋 3頁
- ・資料④ NHK・HPより NHK経営委員会・委員長記者ブリーフィング
平成 27 年 2 月 24 日(火)(第 1231 回)より抜粋 4頁
- ・資料⑤ 放送法で定められている NHK 会長の職務(関係条文)
階猛事務所作成資料 5頁
- ・資料⑥ 放送法条文(抜粋) 6頁

NHK経営委員会 | 過去の議事録 | 第1206回 - Windows Internet Explorer の提供元: NHK

http://www.nhk.or.jp/keiei-linkai/giji/g1206.html

お気に入り | おすすめサイト | Web スライス ギャラ... | リンクのカスタマイズ

BB-SC384 Net... | 東京都千代田区... | NHK経営委... x

ページ(P) | セーフティ(S) | ツール(O) |

26年度予算編成に関する各回の審議経過の議事録および第1205回(平成26年1月14日開催)の議事録を承認し、所要の手続きを経て、平成26年1月31日に公表することを決定した。

(浜田委員長)

冒頭、初井会長から何かあれば、ご発言をお願いします。

(初井会長)

浜田委員長、ありがとうございます。まず、先日の就任記者会見における私の発言についてご説明させていただきたいと思います。

最初に、先日の就任会見における私の不適切な発言により、NHKおよび経営委員の皆さまに多大なご心配、ご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。記者から繰返しの質問を受けたとはいえ、不用意に私的な考えを発言したことは間違いであり、私の不徳の致すところですが、発言の直後に取り消しを求めましたが、これを聞き入れてもらえず、報道されてしまいました。全体として、会長として適切さを欠いた発言であり、反省するとともに、陳謝したいと思います。記者会見の場で個人的な見解を発言したことは、会長として不適切でした。深くおわび申し上げます。

今後は、放送法に基づき、公平・公正、不偏不党などを旨として、職責を全うしたいと思います。以上です。

(浜田委員長)

私から、先日の会長就任会見の際のご発言に対して、経営委員長として一言申し上げます。議論が複数ある事項について個人的見解を述べたことは、公共放送のトップとしての立場を軽んじたものであると言わざるを得ません。改めて自分のおかれた立場を十分にご理解いただきたい。あわせて、説明責任をしっかりと果たし、執行部一丸となり総力を挙げて事態の収拾に取り組んでいただくことをお願いしたい。会長自身が再三再四発言されているが、不偏不党、公平・公正の理念をあらためてご認識いただき、放送法の趣旨にのっとり、覚悟を持って運営の手腕を発揮し、職務を遂行していただくことを強く希望します。

(室伏委員)

一言、申し上げます。NHK会長は、私人ではなく公人であり、そのお立場をしっかりとご認識いただきたいと思ひます。NHK会長としてのご発言は、重みとともに影響力が大きいため、国内外において反響を呼び起こすものです。ご自身でも表明されましたように、国の内外に向けて、しっかりと対処していただきたいと思ひます。特に我が国にシンパシーを持ち、支えようとしてくださっている多くの国の方々の信頼を失う結果にならないように、今後お覚悟を持ってご努力ください。

(美馬委員)

きょう会長から先日の就任会見の際のご発言に対してご説明いただきましたが、今後具体的にどのようにして事態の収拾を図ろうとされているのでしょうか。個人的に、あるいは執行部の皆さんと相談して対応されることになると思ひますが、具体的なアクションについてのお考えや計画をお聞かせください。

(初井会長)

ローカル イン트라ネット | 保護モード: 無効 | 100%

NHK経営委員会 | 過去の議事録 | 第1208回 - Windows Internet Explorer の提供元: NHK

http://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/g1208.html

お気に入り | おすすめサイト | Web スライス ギャラ... | リンクのカスタマイズ

BB-SC38... | 東京都千... | NHK経営... | NHK... x

ページ(P) | セーフティ(S) | ツール(O)

(浜田委員長)

続いて、議事録の確認を行います。第1207回(平成26年2月12日開催)の議事録について、異議等はありませんでしょうか。

(初井会長) 議事録を確定する前に、私から前回の経営委員会での発言について一言申し上げたいと思います。この中で、私は美馬委員の発言を受けて「それでもなおかつ私は大変な失言をしたのでしょうか」と申し上げました。これは、私の真意とは程遠い報道がなされていることに対して、私の真意、気持ちを理解していただきたい一心で申し上げたものです。

会場で申し上げたかった私の真意は、放送法を守り、公平・公正な放送を行っていくということです。しかし、個人的な見解を発言してしまったことで、その真意がきちんと伝わらなかつたのではないかと思うに至りました。前回の経営委員会での発言は、その思いを申し上げたつもりでしたが、皆さまの誤解を生む結果になってしまいました。深く反省し、お詫びいたします。よろしくお願ひいたします。

(浜田委員長) 私からも一言申し上げたいと思います。放送法を守り、公平・公正な放送を行っていくという真意・気持ちを理解していただきたいという一心から発せられた一言であったとお聞きしました。しかしながら、就任会見以降、NHKとして事態の收拾にあたっている状況において、経営委員会で再度、誤解を招く発言をされたことについては、ご自身の置かれた立場に対する理解が不十分であると言わざるを得ません。一刻も早い事態の收拾に向けて、役職員一丸となり、誠心誠意、取り組んでいただくよう経営委員長として重ねて要請いたします。

(初井会長) 一同一丸となって、誠心誠意努めてまいりたいと思います。

第1207回の議事録については平成26年2月28日に公表することを決定した。

<会長、副会長、専務理事、技師長、理事退室>

○今後の議事運営について

直近の国会での審議状況などを踏まえ、今後の議事運営のあり方等について意見交換を行った。

上記のとおり確認する。

平成26年3月11日 浜田 健一郎

ローカル イン트라ネット | 保護モード: 無効 | 100%

NHK経営委員会 | 過去の議事録 | 第1209回 | Windows Internet Explorerの提供元: NHK

http://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/g1209.html

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

☆ お気に入り

おすすすめサイト Web スライスギャラ... リンクのカスタマイズ

BB-S... 東京... NHK... NHK... N... x

ページ(P) セーフティ(S) ツール(O)

はいつては説明に際してはご留意いただき、そのほかの点についてはご留意ください。予めご説明を
 ていただきたいと思っております。

(長谷川委員)

一言、補足させていただきたいと思っております。基本的には、今おっしゃったことは非常に大事なことでありま
 す。われわれ経営委員は、会長を選んだからには、会長に対して「もっと勉強してください、あるいは「そのご
 意見は本当に正しいのでしょうか」というようなコミュニケーションを図る義務があると思っております。これまで、会
 長とわれわれとの腹を割ったコミュニケーションはこれまで非常に少なかったという印象を持っています。もし
 かすると会長は、ご自分の考えていることを、まだ十分に表現していらっしゃらないのかもしれないと思ってい
 ます。それについては、われわれなりにそれぞれ考えるところがあります。よいコミュニケーションの成り立つ
 関係でありたいと思っております。

<副会長、専務理事、技師長、理事退室>

○今後の議事運営について

NHKを取り巻く状況の確認と今後のあり方等について、意見交換を行った。その結果として、経営委員会
 において、以下のとおり申し合わせを行った。

(申し合わせ内容)

- ・ 初井会長に対して、経営委員長から二度にわたり注意を行わざるを得なかったことについては、誠に遺憾である。
- ・ 経営委員会は、一刻も早い事態の收拾に向けて、自らの責任を自覚したうえで、真摯な議論に基づき自律的な運営を引き続き行い、監視、監督機能を十分に果たしていく。
- ・ 来年度NHK予算について、協会が全力をあげて、国民・視聴者に対する説明責任を果たし、今年度内の国会承認を実現すべきである。

なお、上記の申し合わせについては、経営委員会終了後の記者ブリーフィングにおいて公表することを確認した。

上記のとおり確認する。

平成26年3月26日 浜田 健一郎
 上田 良一

ページが表示されました ローカルイントラネット | 保護モード: 無効 100%

ブリーフィングより

平成27年2月24日（火）（第1231回）浜田委員長、上村代行

○ なお、全体会議に入る前に、2月5日に行われた記者会見における、会長の発言について、経営委員による意見交換を行った。このときの会長の発言の真意を先週19日に私が会長から伺っているので、その報告も行い、また、18日に開催された民主党の総務部門会議の様子に関しても一定の情報共有をおこなった。その上で、直接会長にも出席していただき、ご本人から全員で説明を伺ったのち、意見交換を行った。

その結果、会長の真意は理解したが、発言が誤解をまねくようなものであったこと、それに関連してNHKをとりまく状況が混乱したことは大変残念であり、会長以下執行部には一刻も早い事態の收拾を求めるべきということになった。

意見交換の結果をうけ、本日の全体会議の席で、経営委員会の総意として私から、会長以下執行部に対して以下のように申し入れた。

- 1 NHKはいま、「放送と通信の融合時代の新たなサービス」や「国際発信の強化」の充実に取り組む、新3か年経営計画のスタートを間もなく切るという、大切な時期にあります。
- 2 萩井会長以下執行部には、事態を一刻も早く收拾し、この経営計画の初年度である、平成27年度のNHKの収支予算、事業計画が、国会で、全会一致での承認を得られるよう、最大限の努力をしていただきたい。
これが経営委員会の総意です。よろしくお願いします

○ 本日上村代行から、「NHK のガバナンスと監査委員会の機能について」と題する意見書の提出があった。後日、経営委員会のホームページで公開する。

以上

放送法で定められているNHK会長の職務(関係条文)

| 項目 | 放送法 | 条文 |
|----------------|------------------|--|
| 業務の執行 | 第 51 条 | 会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。 |
| 副会長・理事の任命 | 第 52 条 | 3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。 |
| 副会長・理事の罷免 | 第 55 条 第 54 条 | 2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。 経営委員会又は会長は、それぞれ第 52 条第 1 項から第 3 項までの規定により任命した役員が同条第 4 項において準用する第 31 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該役員が同項第 6 号の事業者又はその団体のうち協会がその構成員であるものの役員となつたことにより同項第 6 号又は第 7 号に該当するに至つた場合を除くほか、これを罷免しなければならない。 |
| 経営委員会への出席 | 第 40 条 | 3 会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。 |
| 放送番組審議機関の委員の委嘱 | 第 82 条 | 4 中央審議会及び国際審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。 5 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第二項に規定する地域に住所を有するものうちから、会長が委嘱する。 |
| 経営委員会の議決事項 | 第 29 条 | <ul style="list-style-type: none"> ・協会の経営に関する基本方針 ・収支予算、事業計画及び資金計画 ・業務報告書及び財務諸表 ・放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止 ・番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画 ・定款の変更 ・受信契約の条項及び受信料の免除の基準 ・役員の報酬、退職金及び交際費 等 |
| 理事会 | 第 50 条 | 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。 2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行について審議する。 |
| 分掌 | 第 51 条 | 2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。 3 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。 |

放送法条文（抜粋）

○ NHK会長の権限濫用を防ぐための法的担保

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 略

二 役員職務の執行の監督

2・3 略

(経営委員会の運営)

第三十九条 1・2 略

3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第二十七条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

4 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

5 略

(監査委員会の権限)

第四十三条 監査委員会は、役員職務の執行を監査する。

(監査委員会による調査)

第四十四条 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2～4 略

(経営委員会への報告義務)

第四十五条 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

(監査委員による役員行為の差止め)

第四十六条 監査委員は、役員が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第五十五条 経営委員会は、会長、監査委員若しくは会計監査人が職務の執行の任に堪えないと認めるとき、又は会長、監査委員若しくは会計監査人に職務上の義務違反その他会長、監査委員若しくは会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2 略

(服務に関する準則)

第六十二条 協会は、その役員及び職員職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。